

件名

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁
長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ、第十九条の三第三号ハ、第十九条の五、第三十四条の二十六第一項第四号ハ及び第三十四条の二十七の二の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加

える。

改正後	改正前
<p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>「一〇六の二 略」</p> <p>七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）</p> <p>イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>「削る。」</p> <p>(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）</p> <p>(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項</p> <p>(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値</p> <p>(ii) 当該振替の理由</p> <p>(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況</p>	<p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇六の二 同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法</p> <p>(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続</p> <p>(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由</p> <p>「加える。」</p> <p>「加える。」</p> <p>「加える。」</p>

「ロスト 略」
「八十二 略」
「457 略」

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一六の二 略」

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) 「略」
「削る。」

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項
(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(4) (i) 当該振替の理由
内部取引担当デスクのリスク移転の状況

「ロスト 同上」
「八十二 同上」
「457 同上」

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一六の二 同上」

七 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」
(2) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由
「加える。」

「加える。」
「加える。」

「ロ」ト 略

「八」十 略

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ」ホ 略

へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とする
場合 B I 及び B I C の額

(2) 「略」

ト 「略」

「二」十二 略

「5」・6 略

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一」七の二 略

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本
比率告示第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に
係る額を算入する場合に限る。)

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要(次に掲げる
事項を含む。)

「ロ」ト 同上

「八」十 同上

4 「同上」

一 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 「同上」

(1) B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とす
る場合 B I 及び B I C の額

(2) 「同上」

ト 「同上」

「二」十二 同上

「5」・6 同上

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一」七の二 同上

八 「同上」

イ 「同上」

(1) 「略」
「削る。」

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii) 当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

「ロスト 略」

「九〇十一 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イホ 略」

へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とする場合 B I 及び B I C の額

(2) 「略」

ト 「略」

「三〇十三 略」

(1) 「同上」

(2) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「ロスト 同上」

「九〇十一 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イホ 同上」

へ 「同上」

(1) B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とする場合 B I 及び B I C の額

(2) 「同上」

ト 「同上」

「三〇十三 同上」

「5・6 略」

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七の二 略」

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) 「略」

「削る。」

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii) 当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

「ロ〇ト 略」

「九〇十一 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「5・6 同上」

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇七の二 同上」

八 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「ロ〇ト 同上」

「九〇十一 同上」

4 「同上」

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ」ホ 略

へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とする
場合 B I 及び B I C の額

(2) 「略」

ト 「略」

「三」十三 略

「五・六 略」

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 「同上」

(1) B I が一千億円以下であり、かつ、I L M を一とする
場合 B I 及び B I C の額

(2) 「同上」

ト 「同上」

「三」十三 同上

「五・六 同上」

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行単体）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC2) の参照項 目
	[略]			
	[項を削る。]			
	[略]			
	[項を削る。]			
	[略]			
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行単体）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC2) の参照項 目
	[同左]			
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
	[同左]			
47+49	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
	[同左]			
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）			
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び銀行T L A C告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)~(9) 略]

[削る。]

(10) [略]

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び銀行T L A C告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)~(9) 同左]

(10) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(11) [同左]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～uu 略]

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は持株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ww・xx 略]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[zz～ccc 略]

[(第二面)～(第七面) 略]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

項番		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)
	リスク・ウェイト	[略]
	資産クラス	
[略]		

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～uu 同左]

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで又は持株自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ww・xx 同左]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[zz～ccc 同左]

[(第二面)～(第七面) 同左]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

項番		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)
	リスク・ウェイト	[同左]
	資産クラス	
[同左]		

4		[略]	合計
	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
5		[略]	
	カバード・ボンド向け		
[略]			
9a		[略]	
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け		
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの		
9b		[略]	
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け		
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの		
9c		[略]	
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連		
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの		

4		[同左]	
	[同左]	[同左]	
	[同左]	[同左]	
5		[同左]	
	カバード・ボンド		
[同左]			
9a		[同左]	
	[同左]	[同左]	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの		
9b		[同左]	
	[同左]	[同左]	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの		
9c		[同左]	
	[同左]	[同左]	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの		

9d		[略]
	不動産関連向け うち、その他不動産関連	
	うち、抵当権が <u>第二順位以下</u> で適格要件をみたすもの	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～t 略]

u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v [略]

w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x [略]

y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z [略]

9d		[同左]
	[同左]	
	うち、抵当権が <u>第二順位</u> で適格要件をみたすもの	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～t 同左]

u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v [同左]

w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x [同左]

y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z [同左]

aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[cc～jj 略]

(第八面の二) [略]

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～q 略]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[s～w 略]

[(第十面)～(第十二面) 略]

(第十三面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）

aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の三第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[cc～jj 同左]

(第八面の二) [同左]

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～q 同左]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[s～w 同左]

[(第十面)～(第十二面) 同左]

(第十三面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）

イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
[略]											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け (HVCRE)											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額 (EAD)	信用リスク・アセットの額	期待損失				
優 (Strong)	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			95%							
良 (Good)	2.5年未満			95%							
	2.5年以上			120%							
可 (Satisfactory)				140%							
弱い (Weak)				250%							

イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
[同左]											
[同左]											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額 (EAD)	信用リスク・アセットの額	期待損失				
優 (Strong)	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			95%							
良 (Good)	2.5年未満			95%							
	2.5年以上			120%							
可 (Satisfactory)				140%							
弱い (Weak)				250%							

デフ ォル ト (Def ault)				—			
合計				—			

(注)
[略]

(第十四面) [略]
(第十五面)
(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA
[略]

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

(第十五面の二) [略]
(第十五面の三)
(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数
[略]

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は特株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

デフ ォル ト (Def ault)				—			
合計				—			

(注)
[同左]

(第十四面) [同左]
(第十五面)
(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA
[同左]

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

(第十五面の二) [同左]
(第十五面の三)
(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数
[同左]

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は特株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[c～g 略]

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は特株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[d～h 略]

[(第十六面)～(第二十五面) 略]

(第二十六面)

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

- c 項番11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は特株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

- d 「その他」の項には、項番1から項番11までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

[e～i 略]

(第二十七面)

[c～g 同左]

(第十五面の四)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は特株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。

[d～h 同左]

[(第十六面)～(第二十五面) 同左]

(第二十六面)

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

- c 項番11の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は特株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

- d 「その他」の項には、項番1から項番11までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

[e～i 同左]

(第二十七面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

[h～n 略]

o 項番15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 (SA_{all desk}) の値を記載すること。

[p～z 略]

(第二十八面) [略]

(第二十九面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

[h～n 同左]

o 項番15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 (SA_{all desk}) の値を記載すること。

[p～z 同左]

(第二十八面) [同左]

(第二十九面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除

場リスクの額の合計額を記載すること。

- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

[f・g 略]

- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額

して得た額を記載すること。

- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[f・g 同左]

- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額

の合計額を記載すること。

k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

[1～n 略]

[(第三十面)～(第三十二面) 略]

(第三十三面)

(単位：百万円、件)

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移	
項番	[略]
[略]	
千万円を超える損失を集計したもの	
[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 略]

f 項番6「ネットの損失の合計額(特殊損失控除前)」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。

h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。

i [略]

j 項番10「ネットの損失の合計額(特殊損失控除後)」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

[k～p 略]

[(第三十四面)～(第三十六面) 略]

(第三十七面)

(単位：百万円)

の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[1～n 同左]

[(第三十面)～(第三十二面) 同左]

(第三十三面)

(単位：百万円、件)

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移	
項番	[同左]
[同左]	
<u>一千万円</u> を超える損失を集計したもの	
[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 同左]

f 項番6「ネットの損失の合計額(特殊損失控除前)」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

g 項番7「損失の件数」の項には、fの一千万円を超える額の損失の件数を記載すること。

h 項番8「特殊損失の総額」の項には、一千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。

i [同左]

j 項番10「ネットの損失の合計額(特殊損失控除後)」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

[k～p 同左]

[(第三十四面)～(第三十六面) 同左]

(第三十七面)

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特種自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～j 略]

k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[l～n 略]

(第三十八面) [略]

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特種自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～j 同左]

k 項番7「その他リスク・アセットの額」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[l～n 同左]

(第三十八面) [同左]

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 略]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面及び当中間期に係る第十一面の四の開示を行う場合には、同様式第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番2「当中間期末」の項の額と一致する。

[v～rr 略]

ss 項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額 (ACRtotal)」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C₀)」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は特株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ww・xx 略]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定又は特株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～t 同左]

u 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面及び当中間期に係る別紙様式第四号第十一面の四の開示を行う場合には、第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番2「当中間期末」の項の額と一致する。

[v～rr 同左]

ss 項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C₀)」の項の額を控除した額を記載すること。

tt 項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額 (ACRtotal)」の項の額と一致する。

uu 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで又は特株自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ww・xx 同左]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は特株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び

各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[zz~ccc 略]

[(第二面) ~ (第五面) 略]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー			
項番	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）		リスク・ウェイト
	資産クラス		
	[略]		[略]
[略]			
4	[略]		合計
	[略]		[略]
	[略]		[略]
5	[略]		[略]
	カバード・ボンド向け		[略]
[略]			
9a	[略]		[略]
	不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け		[略]
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの		[略]

第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[zz~ccc 同左]

[(第二面) ~ (第五面) 同左]

(第六面)

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー			
項番	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）		リスク・ウェイト
	資産クラス		
	[同左]		[同左]
[同左]			
4	[同左]		合計
	[同左]		[同左]
	[同左]		[同左]
5	[同左]		[同左]
	カバード・ボンド		[同左]
[同左]			
9a	[同左]		[同左]
	[同左]		[同左]
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの		[同左]

9b		[略]
	不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	
9c		[略]
	不動産関連向けのうち、事業用不動産関連	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	
9d		[略]
	不動産関連向けのうち、その他不動産関連	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～s 略]

t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

9b		[同左]
	[同左]	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの	
9c		[同左]
	[同左]	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの	
9d		[同左]
	[同左]	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～s 同左]

t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v [略]

w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x [略]

y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z [略]

aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9e「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[cc~jj 略]

(第六面の二) [略]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポージャー

[略]

(注)

u 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v [同左]

w 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x [同左]

y 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z [同左]

aa 「不動産関連向け うち、その他不動産関連 うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9e「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の三第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[cc~jj 同左]

(第六面の二) [同左]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は特株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~q 略]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[s~w 略]

(第八面) [略]

(第九面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）												
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	
[略]												
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）												
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシート	オフ・バランスシート	リスク・ウェイト	対角線			エクスポージャーの額（EAD）	信用リスク・アセットの額	期待損失		
優 (Str)	2.5 年未			70%	/							

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は特株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~q 同左]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[s~w 同左]

(第八面) [同左]

(第九面)

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）												
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	
[同左]												
[同左]												
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシート	オフ・バランスシート	リスク・ウェイト	対角線			エクスポージャーの額（EAD）	信用リスク・アセットの額	期待損失		
優 (Str)	2.5 年未			70%	/							

ong)	満			
	2.5 年以上			95%
良 (Good)	2.5 年未 満			95%
	2.5 年以上			120%
可 (Satisfactory)				140%
弱い (Weak)				250%
デフォルト (Default)				—
合計				—

(注)
[略]

(第十面) [略]
(第十一面)
(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA

ong)	満			
	2.5 年以上			95%
良 (Good)	2.5 年未 満			95%
	2.5 年以上			120%
可 (Satisfactory)				140%
弱い (Weak)				250%
デフォルト (Default)				—
合計				—

(注)
[同左]

(第十面) [同左]
(第十一面)
(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA

[略]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
[a・b 略]
c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、 <u>第一面</u> の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
[e～g 略]
(第十一面の二) [略]
(第十一面の三)
(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数
[略]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
a [略]
b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は特殊自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
[c～g 略]
(第十一面の四)
(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表
[略]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示にお

[同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
[a・b 同左]
c 項番3「合計額」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
d 項番3「合計額」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては <u>第一面</u> の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
[e～g 同左]
(第十一面の二) [同左]
(第十一面の三)
(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数
[同左]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
a [同左]
b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は特殊自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。
[c～g 同左]
(第十一面の四)
(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表
[同左]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示にお

いて使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b 項番2「当中間期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[c～g 略]

[(第十二面)～(第二十面) 略]

(第二十一面)

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

d 「その他」の項には、項番1から項番11までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

e [略]

f 項番12「合計」の項の額は、第一面の項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項の欄の額と一致する。

[g～i 略]

(第二十二面)

(単位：百万円、回数)

MR2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

[略]

(注)

いて使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 項番2「当中間期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。

[c～g 同左]

[(第十二面)～(第二十面) 同左]

(第二十一面)

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 項番11の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

d 「その他」の項には、項番1から項番11までのいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

e [同左]

f 項番12「合計」の額は、第一面の項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項の欄の額と一致する。

[g～i 同左]

(第二十二面)

(単位：百万円、回数)

MR2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

[h～j 略]

k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及びDRC の合計額 (IMA_{C_A}) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_U) の値を記載すること。

n [略]

o 項番15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 (SA_{All desk}) の値を記載すること。

p 項番16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。

[q～z 略]

(第二十三面)

(単位：百万円)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

[h～j 同左]

k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及びDRC の合計額 (IMA_{C_A}) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_U) の値を記載すること。

n [同左]

o 項番15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 (SA_{All desk}) の値を記載すること。

p 項番16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。

[q～z 同左]

(第二十三面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f [略]
- g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f [同左]
- g 項番6「合計」の項の額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と

用分」の項ハ欄の額と一致する。

- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

[1～n 略]

[(第二十四面)・(第二十五面) 略]
(第二十六面)
(単位：百万円、件)

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移	
項番	[略]
[略]	
千万円を超える損失を集計したもの	
[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 略]

- f 項番6「ネットの損失の合計額(特殊損失控除前)」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・

一致する。

- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[1～n 同左]

[(第二十四面)・(第二十五面) 同左]
(第二十六面)
(単位：百万円、件)

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移	
項番	[同左]
[同左]	
一千万円を超える損失を集計したもの	
[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 同左]

- f 項番6「ネットの損失の合計額(特殊損失控除前)」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・

リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。

h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。

i [略]

j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

[k～p 略]

[(第二十七面)～(第三十面) 略]

リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

g 項番7「損失の件数」の項には、fの一千万円を超える額の損失の件数を記載すること。

h 項番8「特殊損失の総額」の項には、一千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。

i [同左]

j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。

[k～p 同左]

[(第二十七面)～(第三十面) 同左]

(別紙様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十四号 (CC2) の参照項 目
[略]				
34	その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
48	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(別紙様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十四号 (CC2) の参照項 目
[同左]				
34-35	その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
48-49	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			

83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）			
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)・(2) 略]

(3) その他 Tier 1 資本に係る基礎項目

a [略]

[削る。]

b [略]

[削る。]

[削る。]

(4) Tier 2 資本に係る基礎項目

a [略]

[削る。]

[削る。]

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

a [同左]

b 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

c [同左]

d 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

e 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

(4) [同左]

a [同左]

b 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

c 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

b・c [略]

[(5)～(9) 略]

[削る。]

(10) [略]

d・e [同左]

[(5)～(9) 同左]

(10) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(11) [同左]

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[e～u 略]

v 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

[w～cc 略]

dd 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ee～rr 略]

ss 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る別紙様式第二号第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章若しくは第三章又は持株自己資本比率告示第二章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する、当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[e～u 同左]

v 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。

[w～cc 同左]

dd 項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[ee～rr 同左]

ss 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項の額イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで若しくは持株自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計

除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[uu・vv 略]

ww 項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条若しくは第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項若しくは第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[xx~aaa 略]

[(第二面)・(第三面) 略]

(第四面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~j 略]

k 項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及びDRCの合計額 (IMA_{C_A}) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_C) の値を記載すること。

n [略]

額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[uu・vv 同左]

ww 項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[xx~aaa 同左]

[(第二面)・(第三面) 同左]

(第四面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~j 同左]

k 項番 11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及びDRCの合計額 (IMA_{C_A}) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。

m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_C) の値を記載すること。

n [同左]

- o 項番15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。

[q~z 略]

(第五面)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 略]

- g 項番1「前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。

h [略]

(第六面)

(単位：百万円)

CMS1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~d 略]

- o 項番15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。

- p 項番16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。

[q~z 同左]

(第五面)

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 同左]

- g 項番1「前四半末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。

h [同左]

(第六面)

(単位：百万円)

CMS1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~d 同左]

e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[f～j 略]

k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額」のエクスポージャーのイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[l～n 略]

e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[f～j 同左]

k 項番7「その他リスク・アセットの額」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクうち、リース取引における見積残存価格」のエクスポージャーのイ欄の額、「信用リスク うち、その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

[l～n 同左]

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行単体）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[略]						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
[略]						
5	普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	Tier 1 比率					
6 a	Tier 1 比率（フロア調整前）					
	Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	総自己資本比率					
7 a	総自己資本比率（フロア調整前）					
	総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					
[略]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行単体）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[同左]						
4	リスク・アセットの額					
[同左]						
5	普通株式等 Tier 1 比率					
[同左]						
6	Tier 1 比率					
[同左]						
7	総自己資本比率					
[同左]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

d 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

e 項番5 a 「普通株式等Tier 1比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等Tier 1比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

f 「普通株式等Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等Tier 1比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

g 項番6 a 「Tier 1比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体Tier 1比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

h 「Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体Tier 1比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

i 項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

j 「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定す

[a・b 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

る単体総自己資本比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

k 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「Tier 1 比率（フロア調整前）」、「Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」及び「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

l [略]

[削る。]

m この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること（lに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

n・o [略]

[加える。]

c [同左]

d 項番13「総エクスポージャーの額」及び項番14「単体レバレッジ比率」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

e この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること（cに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

f・g [同左]

(別紙様式第十号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行連結・持株）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[略]						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）					
[略]						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
6	連結 Tier 1 比率					
6 a	連結 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）					
7	連結総自己資本比率					
7 a	連結総自己資本比率（フロア調整前）					
	連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）					
[略]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示並

(別紙様式第十号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行連結・持株）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[同左]						
4	リスク・アセットの額					
[同左]						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
[同左]						
6	連結 Tier 1 比率					
[同左]						
7	連結総自己資本比率					
[同左]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示並

ひこレバレッジ比率告示及び持株レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

e 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

f 項番5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

g 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

h 項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

i 「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附

ひこレバレッジ比率告示及び持株レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

j 項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、自己資本比率告示第十三条又は持株自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

k 「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第五条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第五条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。

[加える。]

l 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」、「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」及び「連結総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

m [略]

d [同左]

n この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること（mに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

e この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること（dに該当する場合には、当該項を削除することができる。）。

o・p [同左]

f・g [略]

(別紙様式第十一号の二)

(第一面)

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番 11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は特株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

[e~h 略]

(第二面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~n 略]

o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は特株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。

[p~z 略]

(第三面)

(別紙様式第十一号の二)

(第一面)

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 項番 11 の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は特株自己資本比率告示第二百七十条第一項に定める残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までのいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。

[e~h 同左]

(第二面)

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~n 同左]

o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は特株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。

[p~z 同左]

(第三面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条及び第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条及び第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の四までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第三百二条の五及び第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の五及び第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f [略]

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f [同左]

g イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二條から第二百七十五條の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

h ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

i ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

j ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

[k~m 略]

g イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二條から第二百七十五條の三までの規定に定める方法で算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

h ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定に定める方法により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

i ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。

j ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定に定める方法により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

[k~m 同左]

備考 表の [] の記載は対応しない。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、基準日（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二条第三項又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る事項の開示については、なお従前の例による。